

常務理事会運営規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)職務権限規程に基づき常務理事会の運営に関することを定める。

(構成員)

第2条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

(議 長)

第3条 常務理事会は、会長が招集し議長となる。

(決 議)

第4条 議案の決議は、構成員の合意により決定する。

(オブザーバーの出席)

第5条 会長が必要と認めたときは、常務理事会にオブザーバーの出席を求め、その意見を聴取することができる。

(改 廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

- 附則
- 1 本規則は、平成26年(2014年)2月22日より施行する。
 - 2 本規程は、2022年(令和4)年10月15日より一部改定施行する。